

建設水道常任委員会

平成24年2月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|-------|-------|-------|
| ◎紀 良治 | 中川 靖広 | 小野 隆雄 |
| 木澤 正男 | 木田 守彦 | |
| 嶋田 議長 | | |

2. 欠席委員

吉野 俊明

3. 理事者出席者

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 総 務 部 長 | 西本 喜一 | 都 市 建 設 部 長 | 藤川 岳志 |
| 建 設 課 長 | 川端 伸和 | 同 課 長 補 佐 | 井上 究 |
| 観 光 産 業 課 長 | 清水 修一 | 同 課 長 補 佐 | 関口 修 |
| 都 市 整 備 課 長 | 井上 貴至 | 同 課 長 補 佐 | 松岡 洋右 |
| 上 下 水 道 部 長 | 谷口 裕司 | 上 水 道 課 長 | 清水 孝悦 |
| 同 課 長 補 佐 | 上埜 幸弘 | 下 水 道 課 長 | 上田 俊雄 |
| 同 課 長 補 佐 | 井戸西 豊 | | |

4. 会議の書記

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 安藤 容子 |
|-------------|-------|-------|-------|

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木田委員、中川委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただ今より、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。なお、吉野委員より欠席の連絡を受けております。それでは、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、公共下水道事業に関することについて、ご報告させていただきます。資料の1をご覧ください。

最初に、平成23年度の下水道工事進捗状況でございます。平成22年度から2ヶ年の継続事業として取り組んでおります稲葉車瀬1丁目地内稲葉汚水幹線工事、囟中赤色路線では、推進工事及びマンホール等の施設築造を完了し、今後、舗装復旧工事及び後片付けを行い、3月15日の完了予定で進めているところでございます。

また、平成23年度から平成25年度までの3ヶ年の継続事業として12月定例会におきまして、契約の議決をいただきました法隆寺南2丁目から高安西1丁目地内の岡本汚水幹線2工区工事、囟中桃色路線では、準備作業及び施工計画協議を行っているところでございます。

次に、面整備工事でございます。下水道工事が完了しております路線は、龍田西6丁目地内1工区ー14工事、囟中緑色路線、稲葉車瀬1丁目・2丁目地内6工区ー1工事、囟中水色路線に加え、龍田3丁目地内4工区ー7工事、囟中黄色路線の3路線が竣工いたしております。

また、残る7路線につきましても、3月末の竣工に向けて下水道管の埋設工事と舗装本復旧工事を順調に進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料の2枚目をご覧ください。平成23年度に入り公共下水道への接続申請を198件いただき、申請総数が2,442件、利用世帯数は、2,761世帯となっております。接続率につきましては、工事が完了しました龍田西6丁目地内の供用を開始したことにより、接続率は、62.5%となっております。

次に、融資あっせん利用総数は前回と同様の34件、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は、前回の報告から1件の申請を受付け33件となりました。

次に、平成24年度に予定しております整備箇所について説明させていただきます。資料の3枚目をお願いいたします。

はじめに主要な幹線工事でございますが、3ヶ年の継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線2工区工事に加えまして、服部2丁目から目安北3丁目地内までの目安汚水幹線工事を平成24年度から平成25年度までの2ヶ年の継続工事として予定いたしております。

次に、面整備工事でございます。引き続き神南3丁目地区、龍田西6丁目地区、稲葉車瀬1丁目地区、法隆寺西3丁目地区を進めるとともに、新たに神南5丁目地区と龍田1丁目地区、龍田北2丁目地区の整備を予定しているところでございます。

なお、龍田北2丁目地区につきましては、現在、合併の集中浄化槽を使用している区域であり、集中浄化槽施設のうち管渠につきましては、公共下水道管として利用するための管渠径及び構造に問題はなく、また、補修が必要な箇所が部分的にあるものの、全体的に再利用できる状況にありますことから、整備方法については自治会とも相談し、協議を行い進めてまいりたいと考えております。

平成24年度の整備予定面積は、約10ヘクタール、整備管渠延長は約2,900m、整備戸数約230件を見込んでいるところでございます。

続きまして、資料の4枚目をご覧ください。平成24年3月末見込みの供用開始区域図でございます。水色で着色している区域が、公共下水道の供用区域でございます。供用面積が約168ヘクタール、供用件数は4,282件、下水道普及率は約41%となります。また、青色破線で示しておりますのが、予定処理区域290ヘクタールでございます。

今後も、公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員。

小野委員

24年度で予定されている緑ヶ丘地区のこと、ちょっと教えてほしいんですけども、今、課長から、合併集中浄化槽、造成工事終わってるということで、過去から、造成といったらおかしいですけど、そこに入っている本管は公共下水として移行しても問題ないやろうということで検討していただいているということで。そうした中でね、接続、町の公共下水の方へ移管がなった段階でね、公共升へ入れている中と、それから公共升的な升が、その各戸で集められている、公共升的なものがあるのかどうかということ、そして、今、供用開始のところでは、そこへ接続するのに、受益者負担金ということで10万円いただいていますけど、やはり事業を進めて行くには是非とも必要な費用なんですよね。その点についてはどのような考え方でおられるのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

委員長

上田下水道課長。

下水道課

集中浄化槽地区につきましては一定の条件をもって、それを施設の移管

長

を受けているところでございますが、その基準におきましては、斑鳩町集中浄化槽区域における公共下水道接続に関する基準において要件を定めているところでございます。その中では、最終升につきましては、町が点検をし、最終升として使用できる、最終升と言われる升を、公共升に替えるという工事、もしくはそういう施設替えをしているところでございます。ただし最終升が道路側からちょっと遠いところにあるとか、要件に満たないところにつきましては、そのお宅の了解を得て、新たに町の方で公共升を新設しているところでございます。

そしてもう1点、加入負担金でございますが、これはどの地区も同じように加入負担金をいただいて整備の事業費に役立てているところでございます。

小野委員

今の受益者負担金などの条例を制定するときに、近隣の、河合町なんかは、それら負担金をゼロにということですね、いろいろなぜだらうなという考え方も議論したこともあるんですね。西大和の大きな造成地の中でのほとんどそのまま移管できるということですね、それとまあ工事も早かったということで、別にその受益者負担金が必要でないということで、ゼロですけどもね。それで、それとその条例を制定している段階で、平群町で同じような、現場は知らないですけどもね、そういう負担金が必要でないような団地があるというようなことも、ちょっとちらっと耳にしたこともありますが、なぜだらうなという感覚を持っていて、そのままつなげるんだったら、別段ね、受益者負担金を更に出していただかなくても、そういう項目では出しておられないけど、造成した段階で宅地に、その方は負担しておられるんですから、その工事に対してね。別段そのまま使えるんだったら必要じゃないというふうにやってもいいんじゃないかなというふうに、私はちょっと思っているだけでね、そこらの点も、いろいろ、二重払いみたいな感じにね、ならないように検討していただければありがたいなと思うんですけど。部分的な、全体の整備面積から比べれば部分的なものですから、緑ヶ丘のそういう新しい造成地の方にも負担を願うのが公平なのか、そこらはじっくりと検討していただきたいと思いますが、それは

もういただく方向で進めていかれるのかどうか、今の段階でどうなのかね。

下水道課長 平群町の例を委員おっしゃられてますが、平群町におきましても減免制度は確かに確立されておるんですけども、なしという形ではないというふうに聞いております。斑鳩町におきましては、やはりそこまでのパイプの建設費用、もしくは幹線も踏まえまして、やはり建設費は巨額な金額になっておりますので、それを使っていただける方に負担していただくという目的で、加入負担金を集中浄化槽区域のそういった施設を使った場合におきましても負担していただきたいと考えているところでございます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは継続審査、都市基盤整備事業に関するもののうち、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてでございますけれども、稲葉車瀬区間では、白山神社付近の道路改良工事が継続して進められているところでございます。

奈良国道では、平成25年度末の当該区間の一部供用に向けて、できるだけ当該区間の工事進捗を図るために今回の工事区間の前後において、主に舗装工事や転落防止策設置工事などを追加工事ということで施工されることになりまして、当初の2月末までの工期であったものを年度末まで

工期が延長されることになっております。

また、工期延長に伴いまして、周辺自治会や学校関係にも周知をはかられたところであり、今後も安全対策に十分留意し施工体制で進めていただけるよう、奈良国道とも十分調整をはかりながら、万全を期してまいりたいと考えております。

なお、平成23年度第4次補正予算が公表され1億2,000万円の予算が認められたところであり、引き続き工事が進められていくことになってございます。当該予算にかかる主な工事といたしましては、現在、部分完成している竜田川に架かるパークウェイ岩瀬橋の左岸、右岸の取り合いの改良工事及び稲葉車瀬区間において残っている改良工事が施工されるというふう聞いております。

次に、三室・紅葉ヶ丘区間では、岩瀬橋から三室交差点までの道路計画の検討が引き続き進められており、先般2月8日には警察との公安協議が行われており、協議事項をふまえ計画の一部の修正がなされおり、2月29日に改めて警察の公安協議が行われる予定となっております。

次に、五百井・興留区間では、興留地区におきまして、1月28日に土地改良区と設計協議がなされており、また、今後、周辺自治会に対しましても、事業の状況及び道路計画にかかる説明会が予定されており、計画にかかるご意見を賜り、地域の声をお聴かせいただきながら当該地域にふさわしい道路計画となるよう努めていただくこととなっております。

次に、法隆寺線整備事業についてであります。国道25号取り付け部分において残っております1件の地権者と昨年12月16日に交渉もさせていただいておりますが、主に代替地等の計画案について協議を行っており、相手方からは一度現地を確認のうえ、協議を行う旨の申し出を受けており、日程調整を進めているところでございます。

引き続き、ご理解・ご協力いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 三室の交差点の計画なんですけども、警察との協議の中で一部修正をされるという方向を今、ご説明いただいたんですけど、具体的にはどういったことなんでしょうか。

都市整備
課長 周辺の沿道自治会で協議をさせていただいている中で、前回に提示させていただいた計画の中では、若干地域の利便性が損なわれるというご意見がありましたので、それを一部改善いたしまして、警察と協議をさせていただきました。それをもって警察と協議をしたところですけども、その部分につきましては一定認められたところもあるんですけども、それ以外のところで通行の仕方について部分的に修正があったということです。

木澤委員 ちょっとよく分からなかったんですけども。具体的にどの部分がどういうふうにというのは。

都市整備
課長 新楓町自治会の前ですね、当初一方通行という側道の関係なんですけども、一方通行という形になっておりまして、その部分がやはり迂回が生じるということで、地元からもう少し改善できないかというご要望がありましたので、その部分については警察のほうは認めていただいたんですけども、一方で国道25号から、奈良方面から入ってくる道路を当初行く段階で説明しておったんですけども、その部分については、これは、そこを交互通行にすることによって、そこは計画から外してほしいというような話があったわけです。

木澤委員 その部分についてはわかりました。もともと大きな問題として、地元の方から、5方向っていうんですか、今、4差路を5差路にしてほしいという問題で、なかなか進まないというものがあったと思いますけど、そこは引き続き協議中ということで理解しておいていいんですかね。

都市整備
課長 ただいま委員がおっしゃいましたように、当初、今、4差の交差点にな
っておりますけども、5種交差ということで、新しくできる1つの出入口
をですね、出入りをできるようにということが問題になっておったわけで
すけれども、「出」だけなら認めていきたいと思いますという形で、警察のほう
と協議できましたんで、その点については地元の方も意見がでてやったこ
とについて了解をいただいております。

木澤委員 あともう1点ちょっと。今、モデル道路になっている区間の歩道に対す
る車の進入を止めている防止のポールなんですけどもね。やはり歩行者や
自転車がぶつかるから危ないねんという声があるんです。いっぺん、県道
の高田斑鳩線のほうでもポールを撤去していただいているところとかあ
るんですけども、なかなかね、どういうふうにするのがいいのかっていう
のは難しい面はあると思うんですよね、なんとか今後、車の進入はやはり
防がなあかんと思うんですけども、歩行とか通行の邪魔にならないような
ものをなんとか研究していつていただきたいなど。やはり町民の皆さんか
ら、なんとか撤去でけへんのかなという声がありますのでね、なんとか引
き続き研究をしていつていただきたいなと思います。

委員長 小城町長。

町長 今、木澤委員がおっしゃいますように、歩道の関係等にポールが立って
いるということ、特に奈良県の関係も、あるいは全国からでも、車道と歩
道の関係等やかましく言われます。ただ、やっぱり一番の問題はモラルの
問題であってですね、携帯をかけて自転車に乗っておられる、そして前を
見ていない、そして当たってしまう、この事故が大きいということで国、
あるいはまた奈良県警でもですね、一応対応されてますけども、その関係
については、そのポールが当たったら、これはおかしいやないかと、こう
なってきますからね。やっぱり、基準はやっぱり設計された段階はそうい
うことで注意をしてもらおうということになっていると思います、やっぱり

そこらは公安委員会とか、そういうところの指示でですね、どうなっていくのか、やっぱりそこらは的確にみていかなかったら、ただ一方言うと、必ず自転車で通らる人は、歩行者のことを考えませんから、とにかく最近ベルも鳴らしたらいいんですけども、ベルも鳴らさないというのは、携帯を持っていかれたら、また携帯を持って歩いている方もございますから、その辺のところもやっぱり十分考えていかなかったら、ただ、やっぱり歩道の関係というのは、そういう点では設計の段階でそういうポールが立っててですね、そこには車が入らないということもひとつの防御であって、中にはやっぱり最近集団登校をしているところにも車が飛び込んでくるということもございますからですね、その辺のところも十分にこれから考えていかないといけないと思いますから、特に全国の関係、あるいはまた奈良県の公安委員会等、十分調査の結果を見届けて、進めていきたいと思えます。

木澤委員 この要望、また引き続き研究をお願いします。今、町長、自転車もなかなか歩行者が通るところについて、なかなか注意も難しいというような話もおっしゃいましたけども、あそこは自歩道という位置づけになっているんでしょうかね。歩道は。

都市整備課長 一応自歩道になるというだけの基準の幅員はございますけれども、基本的には、車道側を自転車は通っていただくという考え方になっております。

木澤委員 やっぱり自転車がどこを走るべきなのか、車道を走るというのも危険な部分もあるんですけども。パークウェイのモデル道路はそうしたら自歩道ではないということでもいいんですかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 今、木澤委員おっしゃっていただきましたように、先ほど井上課長が申

部長 しましたように、幅員は自歩道になれるような形で構造はつくっておりますけれども、指定をしておりますので、あそこは歩道という扱いになっております。

木澤委員 やっぱり、自転車で通行される方も、歩行される方も、その辺の認識ってなかなか持っておられないというふうに思うんです。今、自転車のサイクリングロードとか、自転車が走る道路を整備していこうというような声が、なかなか広がってきている中で、やっぱり安全に関しては、ここは歩道ですよとかいうのとか、自歩道ですよとかいう標識なんかはついているでしょうけども、やっぱりそういうことをきちっと認識していただけるような、注意を喚起するような、何か掲示板だったりとかいうのが、やっぱり必要でないかなというふうに思うんです。例えば、法隆寺線なんかの歩道で言うと、あれは自歩道になっているかなというふうに思うんですけども。なってない。そういうところについて、やっぱり住民の皆さんなかなかそういうのはわからないですから、わかるような標識をですね、今ある道路につけていくとか、今後、道路が整備されていくのにつれても、やっぱり整備をしていっていただきたいなというふうに思いますので、これ要望でお願いしておきます。

都市建設部長 ただいまおっしゃっていただきました、歩道か自歩道かがわからないというところでございますが、基本的には、道路標識で、自転車が通れる歩道ですね、自歩道には、自転車、歩行者通行可能の青い丸のですね、自転車の絵の描いた標識が立っております。歩道には基本的には標識がございません。ということですから、歩道であるという標示は基本的にはないというところなんですけれども、他の事例等も研究はさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 法隆寺線、12月16日に地権者と交渉したということ、代替用地につ

いての図面を持って行かれたと思うんですがね。それで、年末でもあることやし、その地権者の方は現地でもう一度確認しようというような感じなんですが、ずばり聞きます、感触はあるんですかね。現地来られて。何回もそういうことで現地でという話も過去何年か前あって、その度にうまくいかなかったという経緯があるんですが。今回のその代替用地の案を持っていかれた後、現地でまた話させてもらいますということらしいですが、どうですか、見込みはあるんですか。

都市整備課長 一応、代替地、駐車場の部分については概ねご理解をいただいていると、私は認識をさせていたしておるんですけども、経営者の方につきましては店舗前の駐車場、5台ほど確保できるような形にはなっておるんですけども。その部分等々についてですね、若干現地を見て、でない判断できない部分があるようなニュアンスを私は見ているということでございます。

小野委員 そしたら、今回こそ言うたらおかしいけどね、今回は前へ進んでいく可能性が大きい、今までと違う感覚だということ認識させてもらったらよろしいですかね。

都市整備課長 ある程度、図面を示させていただきましてですね、その辺についてご理解をいただいているような認識も受けておりますんで、とりあえず現地を見た中で自分としてどうなのかということ判断していきたいという思いを持っておられますんで、ある程度前へ進んでいるという認識をもっておるところなんですけれども。

小野委員 きょうは建水の委員会で、公民館の管理者というんですかね、教育委員会は出席しておりませんし、教育長も出席していないので、これはいろいろ話をしてもおかしいかなと思うんですけどもね。結局、以前、私が一般質問させてもらった時に、公民館の利用者の安全性を優先させるために、夜間の開放はできないということで、その時はそのまま収まっているんですがね。公民館用地を今度代替用地にということで案を出しておられる

ということなんですがね。当然、教育委員会のほうでもそれは了解しているということだと思っんですがね。これは教育長がおられたら一緒に話しようかなと思っんですが、こちらの方の話がなかなか進んでいかない、それからあの時の一般質問の答弁では、私は、詭弁であるということをはっきりと言ってますけどもね。公民館の利用者は国道からあそこへ渡っていく人は少ないですね、あそこの駐車場から中へ入っていく、また、国道から北側の人はあの下を通ってね、国道を渡らないでくださいというのは、公民館としてもあげてますから、その利用者にあそこを開放することによってね、そりゃリスクはあると思っんですがね。今の状態が長く続くようだったらね、はっきり言いまして、一般の、通称、龍田南何丁目になるのかな、万葉台というところの町道へ全ての車が流れている、その町道へ車が流れていくということに対してね、やはりああいう状態が長引いていけば、その付近住民にもやはり迷惑かけてますしね。それらについては、この建設委員会でもね、もっと積極的に向こうを開放してもらって、国道へ車が逃げるようにね、働きかけるべきだと思っんですがね。あの万葉台が造成されて間なしにもね、あの中で、その地域の子どもが車の事故に遭うというようなこともあったんです。あそこから北側は供用開始してませんというような、都市整備課のほうではそういう認識だそうですが、そうしたら万葉台の北側の町道へね、車が流れて、丹後の神社のほうへ車が流れていっている、そちらへ、そのことに対してはどのように思っっておられるのかね、ちょっとこの場でお願いしたいんですがね。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設
部長

今、小野委員さんがおっしゃっていただきましたように、道路が途中で止まっているような状態です。その口が、今ご指摘のように、万葉台のところへ入っていくというところはもう当然ご指摘のとおりだと思います。あえてそういう呼び込むような形になっているにもかかわらず、公民館のほうはなぜ開けないのかというご指摘だろうと思っんですが、ご指摘いただきましたように、前回の一般質問等でもお答えさせていただきましたの

が、今現在の町としての見解でございますけれども、先ほどからご指摘いただいています地権者、これ、言いましたように、かなり前向いて来ていただけていると思いますので、ご指摘は十分認識しておりますので、極力早く地権者のご理解をいただいておりますので、法隆寺線を1日でも早くつなぐように努力してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

小野委員 この年度内にね、地権者の方と合意に至った場合の予算的な措置っていうんですかね、それをするだけのあれは、次年度もお持ちなんですか。

都市建設
部長 ご指摘いただいております予算につきましてはですね、今のところ説明させていただきましてはですね、今のところ説明させていただきましてはですね、その用地買収費用というのは計上はしておりません。前向いていると言いながら、計上はしていないというところもあるんですけれども、合意が達するというのであればですね、また補正もお願いしながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

小野委員 先日のこの概要の中でね、法隆寺線で照明の設置で2,250万ですか、一応予定されるということで、確かにあそこ、私も夜、一応2往復するように歩いているんです。わりと坂もありますし、体にはええんかなど、真っ暗なんですね。あそこへ照明つけていただけるというのは本当にありがたいなと思うんですがね。この費用は、もしできた場合こちらへというのは、そういうことはないんでしょうね。

委員長 小城町長。

町 長 今、藤川部長が申しあげておりますように、相手方と話がつけば補正を組んでいくと、明らかに、あそこの歩道は、去年からいろいろと委員さんの方が、やっぱりこれからそういう防犯灯つけるんだったらLEDをつけよということでございますので、新規の関係でこの平成24年度は、ひとつの歩道に防犯灯をつけるということで、2,250万と、多額の金です

けども、LEDというのは歩道にもつけようということも出てますようにね、これから換えていくんやったらLEDをやっていくということがございます。

委員長 中川委員。

中川委員 ちょっと今の小野委員さんに関連して質問させていただきます。法隆寺線の相手方さんの協力してもらう面積はどれぐらいになりますねんやろ。

都市整備
課長 約450㎡です。

中川委員 今、町が提示される代替用地は何㎡ですか。

都市整備
課長 約500㎡です。

中川委員 今、小野委員もおっしゃってたように、生活道路っていうんかな、そっち流れている状況も回避する、また住民さんの目から見ても、なんであるだけの道路つくって行き止まりやねんと、あれ解決できてからしたらよかったんちゃうんかというような声も聞く中でね、やはり理解得られるように、少し多い目に渡してもっていうことはおかしいねんけども、相手さんにも迷惑かかることやから、地形も変わるし、その店舗の営業の妨害にもなるやろうしね、工事期間中。そういうところは配慮してね、ちょっと少しでも同意得られるように、交渉の中で、ちょっと少し進められるような、また交渉もしていただいたらどうなのかなと、そのように思います。以上です。

委員長 木田委員。

木田委員 私、前に言うたことあると思いますねんけども、あそこに携帯電話の無線の電柱っていうんですか、それが2ヶ所立っておったんが、今、1ヶ所

になってますわな、だけどこの西村工機さんから借りてそれを立ててはると思いますねんけども、それをやっぱりちゃんとした方法で撤去してもらわな、片一方の駐車場はのける言わはったって、その人はお金払ってはったら、それがのけられへんというようなことになっててもいかんし。その辺のところの話はですね、今現在どういうふうに進んでおるのかですね、もう駐車場さえ移転しはったら、またそこへぱっと移ってもらえるんやったら、それはそれで結構なんですけども。それは、やっぱりそんだけ地代払ってそれだけの権利を有してはるということは、西村工機さん話だけでは済まないように思いますのでね、その点について、今までどういうふうな経過をたどっておるのか、聞かせていただきたいと思います。

都市整備
課長 今、木田委員おっしゃっていただきましたように、まさにそのとおりでございますので。要は、その携帯電話の設置者に対しましても、当然その設置している部分についての補償等々していかなければならないというふうになっております。そういう形から、具体的な話はしておりませんが、一応、そういう今こういう事業があるという話は事前にさせていただいておまして、地権者との話がまとまりましたら、そういう携帯基地の撤去についてもお願いをしていくということで進めさせていただいております。

木田委員 それはどこの携帯電話のアンテナかね、それと、そないして駐車場の話し合いがいたらそっちの方へそれから行くって言うてはるけど、それが仮に公民館の駐車場のほうに持っていっても、そういう影響があるのか、ないのかということまで、相手に前もって調べといてもらわなでんな、その時になって、いやここやったら具合悪いわというふうなことになっててもいかんから、その点についてやはり早急に、そういうことを相手方に話してでんな、やっぱりそれをきちっと決めといてもらわな。西村工機さんは、「はい、それで結構です」となっても、うちはここしか電波の加減であかんねんと言われた場合にですね、その移転先というのがなかなか見つからないということになってても、やっぱり低周波いうんですが、電磁波いう

んですか、そういうふうな被害もあるとかいうようなご時勢ですのでね、きちっとしたそういうしめっていうんですか、そこから移転してもらう時には、現にそういう構築物があるということも踏まえてですね、ちゃんとそういう交渉をやっていただきたいと思いますねんけども。その電柱というのか、その電波の発信しておる、その事業所というのはどこなんだろうかね。

都市整備課長 KDDIという携帯電話の会社でございまして、以前に補償の調査もさせていただいておりまして、当社に対しまして、事業でかかっているということで説明もさせていただいております、ご心配いただいているようなことにはならないというふうには思っております。

木田委員 そないしてもう念を押してくれてはるんやったら、えろう心配することはいらんと思いますけど、やっぱり今そういうふうに残っているということはですね、やっぱり先々そういう心配もあるから、そういう時には、協定というんですか、これが解決した場合には、それを移転してもらうというような形をとってもらわなですね、そんなん口だけで、「はい、そうですか」、「はい、やります」と言うただけでは、恐らく電波関係の何はうまいこといかないのではないかなと、私はそういうふうに思いますねんけども。今後とも交渉の段階において、そこまで詰めて話をしてもらいたいと、要望しておきます。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと今の関連で教えてほしいんですが。ちょっと現場も近すぎて覚えてない、わからない。感覚的にそういう工作物があるということは知らないんですがね。一般的にね、都計道路なんかがある場合は、例えば建築確認取る場合は、その都計道路の線というのを一応出してもらって、それに当たらないように、建物は建てなければいけない。もしどうしても建てる場合は、誓約書、それがいれてあるんですね、今、木田委員がおっしゃ

っている電波塔っていうんですか、それは工作物という形になるんだと思うんですよ、そういう簡易な建物とか工作物ではないと思いますし。それらを建設っていうんですかね、それをする場合にはそういう制約はかからないんですかね。そういう許可はいらないんですか。それらについて、ちょっと教えてください。

都市整備
課長 一般に建物等を建てる場合には、今おっしゃっていただいているような53条の許可というような形になっているんですけども、今言われるような工作物につきましては、そういった許可は要らないということです。

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、都市基盤整備事業に関するもののうち、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関するものについて、ご報告をさせていただきます。

駅北口からの南北の町道312号線、いわゆる5号線と呼んでおりますけれども、その整備の関係について、路線東側において残っております1件について、かねてから権利者宅を訪問してまいりましたところ、ようやく具体的な交渉の場についていただくということになりまして、2月23日に権利者とお会いし、道路計画や補償内容等についてご説明をさせていただき協力を求めていきたいというふうに考えております。いずれにたしましても、路線東側の残る1件の用地取得に向けて、ご理解とご協力をいただけるよう努力してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関するものについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 先日のですね、当初予算の説明をしていただいた中で、駅北口の西側の道路についての来年度の予算のあり方について、来年度はちょっと見合わせるというようなこととお話いただいたんですけども、もうちょっと状況なんか、お話していただける範囲で結構ですので、どういった状況にあるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

都市整備課長 西側の関係なんですけれども、昨年7月に地権者の関係権利者の方々にお集まりいただいてですね、今の事業の進め方等についてですね、協議をさせていただいたところでございます。その中では事業に協力していただくという方もおられますし、難色を示されている方もおられますという中で、まず全体、その権利者の方々は難色を示されている、できるだけ早くご理解を求めていったらどうかというご意見をいただいています。それとともにですね、まず今、先ほどご説明させていただきました路線東側の1件について、まずは取り組んでいくということについてもご理解いただいているということでございます。

木澤委員 特に強行に進める必要もないと思いますので、十分丁寧に対応していただきたいと思います。それだけです。

委員長 本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。次に、2. 3月定例議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報告事項の(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則等についてを一括して説明を受けることにいたします。

なお、この条例の関係につきましては、23日の議会運営委員会で付託

先など決められることと思いますが、ここでは、当委員会所管の関係部分について説明を受けたいと思います。

それでは、理事者の説明を求めます。 西本総務部長。

総務部長

それでは、3月定例議会提出予定議案の（1）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、また、各課報告事項の（1）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則等につきましても、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

なお、この条例等の整備につきましては、全庁的に関わるものを一括して改正するために整備をいたしております。そのため、厚生、また総務常任委員会においても、それぞれ委員会が所管いたします条例等の改正についてご説明を申しあげていく予定をしております。

それでは、まず、これら条例並びに規則等の整備に至る背景でございます。資料ではあれでございますけれども、説明させていただきたいと思えます。国と地方の新たな関係を築き、人口減少や少子高齢化など、さまざまな社会経済情勢の変化に対応するため、現在、国においては「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」が進められております。

この改革の一環として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）」が、今年度、相次いで公布されました。以後、名称が長くございますので、説明では「平成23年法律第37号」の分は「第一次一括法」、「平成23年法律第105号」を「第二次一括法」という名称でご説明申しあげたいと思えます。

この「第一次一括法」と「第二次一括法」は、都道府県の権限を市町村に移譲するとともに、地方公共団体に対する義務付けの見直しや条例制定

権の拡大を行うため、さまざまな分野の関係法律を一括で改正するものがあります。

義務付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し市町村に義務付けてきた基準や施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自らの判断で決定し、自らの責任において運営することにより、地域のニーズや実情に応じた行政サービスの提供を行おうとするものであります。

本町におきましても、この改革の趣旨を踏まえまして、これら法改正に伴い条例等の規定整備が必要となるものについて、一括して整備を行うものであります。

まず、資料2-1の一番後ろにA4サイズ横の表1枚をつけております。資料2-2といたしまして、A4サイズ横の表1枚をつけておりますが、タイトルが「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等一覧」でとなっております。

この第一次一括法及び第二次一括法による、この整備に関する条例の施行に伴います、本町で規定の整備が必要となります平成24年4月1日を施行日とする条例・規則・要綱等の一覧でございます。条例数は7、規則は2、要綱等は6となっております。

なお、これらの条例・規則等以外で、第一次一括法及び第二次一括法により例規の整備が必要となるもので、法の施行日が平成24年4月1日であっても1年間の経過措置の条例や規則、また、平成25年4月1日を施行日とする条例や規則もございます。これらにつきましては、事業内容等の検討を加え、今後、必要な例規の整備を行ってまいりたいと思っております。とりあえず平成24年4月1日から施行する分につきまして、今回、上程をさせていただく予定でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

表の説明につきましては、逐次説明させていただきます。また要綱につきましても説明させていただきますので、これだけの種類の改正があるということをご理解をいただけたらと思っております。

それでは、資料2-1に戻っていただきたいと思います。もう一度、タ

イトルを申しあげますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（案）でございます。

この建設水道常任委員会が所管いたします条例は、この条例の中の、3枚目、第5条、斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例、それからその次の第6条、斑鳩町景観条例、それから第7条でございます、斑鳩町町営住宅条例の3つの条例がこの建設水道常任委員会にかかわります条例の改正でございます。

まず、第5条、斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましては、第二次一括法により、土地改良法の一部が改正され、土地改良法を引用する条項について規定の整備を行うものであります。

次に、第6条関係、斑鳩町景観条例の一部改正につきましては、第二次一括法により、景観法の一部が改正されまして

景観法を引用する条項について規定の整備を行うものであります。

次に、第7条でございます。斑鳩町町営住宅条例の一部改正につきましては、第一次一括法により、公営住宅法の一部改正がされ、市町村が公営住宅の整備基準について、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、町営住宅の整備基準についての規定の整備を、当条例の中で規定をしていくものでございます。また、入居者資格につきましては、これまで公営住宅法施行令を引用してきた条項について、規定の整備を行うものであります

改正条例文の第7条ご覧いただきたいと思います。

第7条では、主な改正内容としましては、第2章の2、町営住宅の整備基準の追加でございます、章の追加から始まります。

その次に、「第1節 総則」といたしまして、次の2枚目の裏のページになるんですが、第3条の2関係、**健全な地域社会の形成**でございます。これにつきましては、周辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資するという条文を規定をいたしております。それから次に第3条の（良好な居住環境の確保）でございますが、この内容につきましては、安全、衛生、美

観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適であることという旨を規定するものでございます。次に、第3条の4関係（費用の縮減への配慮）でございますが、この規定につきましては、設計の標準化、合理的な工法等により、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮することを規定しているところであります。次に、「第2節 敷地の基準」という節を設けまして、第3条の5関係でございます。これは（位置の選定）でございます。災害等により居住環境が阻害されるおそれがある土地をできる限り避けること、また、入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること、その旨を規定しているところでございます。次に第3条の6関係、（敷地の安全等）でございます。地盤が軟弱な土地等であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じること、また、雨水及び汚水を有効に排出、処理するための施設を設けることを規定をしております。その次は「第3節、町営住宅等の基準」、そしてその第1款としまして「町営住宅の基準」でございます。第3条の7関係、（住棟等の基準）でございます。規定の内容としましては、良好な居住環境を確保するため、日照、通風、採光等及び災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置することというふうに規定をしております。また、第3条の8関係、（住宅の基準）でございます。これにつきましては、防火、避難及び防犯、熱の損失の防止、遮音性能の確保、構造耐力上主要部の劣化の軽減等を図ることの規定をしております。次に第3条の9関係、（住戸の基準）でございます。これは、一戸の床面積の合計は25平方メートル以上であること、また、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線の設置等を行うことという旨の規定をしております。また、第3条の10関係でございます。（住戸内の各部）でございます。移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができることの旨を規定しております。次に第3条の11、（共用部分）でございますが、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図ることを規定しております。次に、第3条の12関係、（附帯施設）でございますが、これは、自転車置場、物置、ごみ置場等附帯施設を良好な居住環境を確保し設置する

ことを規定しております。次に「第2款 共同施設の基準」としまして、第3条の13関係でございます。（児童遊園）でございます。児童遊園は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保することを規定しております。第3条の14関係、（集会所）でございます。集会所は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保する旨を規定しております。第3条の15関係でございます。（広場及び緑地）でございます。広場及び緑地は、良好な居住環境の維持増進に資することの旨を規定しております。次に、第3条の16関係、（通路）でございます。通路は、日常生活の利便、通行の安全等に支障がなく合理的に配置されたものとし、また、階段は高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり、または傾斜路を設けることを規定しております。

以上が、新たに追加いたします公営住宅等整備の基準に盛り込もうとしているものでございます。

次に、3枚目の裏の下のほうでございますが、第6条関係の改正がございます。3枚目の下のほう、ちょっと見にくいんですが、第3条の16の次でございます、第6条第1項第1号に次のように改めると、下から2行目のところでございます。この改定の関係は、入居者資格の追加でございます。同居の親族要件として、身体障害者等で裁量世帯となるものの障害の程度を新たに規定するものであります。その次に（ア）身体障害、身体障害の方につきましては、1級から4級までのいずれかに該当する程度という内容、また（イ）の精神障害の方につきましては、1級から3級までのいずれかに該当する程度、また（ウ）の知的障害につきましても、精神障害と同じく1級から3級までのいずれかに該当する程度という文言をお付けするものであります。

また、入居の基準となる収入額等を規定するものでありまして、これはまず（ア）の裁量階層21万4千円、（イ）災害公営住宅において、町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものが21万4千円、あと、それぞれここに書いている内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。以上が、斑鳩町町営住

宅条例の主な改正内容でございます。

最後に、施行日であります、平成24年4月1日からそれぞれ、5条関係、6条関係、7条関係、第一次一括法、第二次一括法に関わります条例改正を施行しますのは、平成24年4月1日であります。以上で条例のほうの説明は終わらせていただきまして、続きまして、資料4-1のほうでございます。資料4-1をご覧くださいと思います。資料4-1のほうは、規則の関係でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則についてでございます。この建設水道常任委員会が所管いたします規則は、ひとつには斑鳩町景観条例施行規則、2つめは第2条の斑鳩町町営住宅条例施行規則の2規則でございます。

主な改正内容につきまして、要旨で説明させていただきますので、末尾の要旨をご覧くださいと思います。

まず、第1条関係でございます。斑鳩町景観条例施行規則の一部改正でございますが、これは第二次一括法により、景観法の一部が改正され、本規則において景観法を引用する条項についての規定の整備を行うものでございます。

次に、第2条関係、斑鳩町町営住宅条例施行規則の一部改正でございますが、第一次一括法によりまして公営住宅法の一部が改正されており、斑鳩町町営住宅条例において身体障害者等で裁量世帯となるものの要件を規定いたしますことから、この条例を引用する条項についての規定の整備を行うものでございます。

最後に、施行期日であります、平成24年4月1日から施行するものでございます。以上が関係規則の整備に関する規則についての説明でございます。

続きまして、資料4-2のほうをご覧くださいと思います。これにつきましては、要綱の関係の改正でございます。タイトルは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱について（案）」でございます。この建設水道常任委員会が所管いたします要綱につきまして

は、①斑鳩町開発指導要綱、②私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱のこの2つの要綱でございます。

主な改正内容につきまして、要旨で説明させていただきますので、資料4-2の一番最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。

要旨の下のほう、第2条関係のところでございます。第2条関係、斑鳩町開発指導要綱の一部改正についてでございますが、第一次一括法により下水道法の一部が改正され、公共下水道の事業計画について、国土交通大臣の認可制度が廃止され、都道府県知事との協議制度に変更されましたことから、「公共下水道事業認可区域」を「公共下水道の予定処理区域」に改めるものであります。

続きまして、要旨の3つ目、第3条関係でございます。裏のほうでございますが、私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の一部改正でございますが、これは第一次一括法により同じく下水道法の一部が改正され、公共下水道の事業計画について、国土交通大臣の認可制度が廃止され、都道府県知事との協議制度に変更されましたことから、「公共下水道事業認可区域」を「公共下水道の予定処理区域」に改めるものであります。

最後に、いずれも施行期日であります。平成24年4月1日から施行するものとしております。

以上、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、また、同法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則等につきましてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

ちょっと2点お聞きしたいんですけども。部長の説明だと、国の法令等で決まっていたものを、町の条例に置き換えるという形になるかなと思う

んですが、文言整理はいいとして、これまで町が運営してきた、例えば町営住宅なんかでも、この総則が盛り込まれることによって、運営基準が変わったりとか、内容が変わったりとか、具体的に対応しなければいけないようなものが発生してくるんでしょうかね、そこは。

委員長 川端建設課長。

建設課長 今回の条例に対しての内容については、ほとんど参酌基準を使っております。国が示した整備基準につきましても、それから第6条関係の金額等につきましても、現行のものをそのまま移行しているという形になりますので、運営等につきましては今までどおりという形になります。

木澤委員 わかりました。あともう1点、これまで国土交通省の認可が必要だったものが、県知事の認可にかわるということで、それはそれでいいかなと思うんですけども、国から出ていた補助金等の関係については、そういうふうに認可するところが変わっていくことによって制度自体が変わってくると、心配しているのは国の補助金が削減されるとか、そういったことがあわせていっしょに行われていないかどうかというのを、ちょっと確認したいんですけどね。

委員長 上田下水道課長。

下水道課長 認可制度に関わるものと、事業費に関わる交付金制度に関しましては、全く別のものがございますので、交付金の金額に影響を及ぼすものはないということでございます。

委員長 小野委員。

小野委員 長い名前の、部長もだいぶ読んで練習されたと思うんですが、説明を縷々していただきましてありがとうございます。ただね、もうちょっとこ

の資料をね、ちょっとさわっていただけたらもうちょっとわかりやすかったのかなと。部長自体も、この条例改正の7条のそのうちの6条はちょっと見にくいんですけどっていうことでおっしゃったから、気づいたんですが、私も。この結局改める、例えば7条については改めるということは、3本立てになっているのかな。だから例えば7条の第2章の次に、次の1章を加えるというところを、ちょっとゴシックかなんかで書いてもらってあったらね、ここから、出てくるんだなど。これは資料ですから、それで同じように第6条の第1項第1号イ、ウ、というのは、私らそれら資料持ってきてませんので、ぼつと言われた時にわからないので、他の委員会でも説明、できれば、資料できてあるねけど、してもらえたらもうちょっとわかりやすかったかなと思いますのでね。それだけちょっと今後のときをお願いしたいと思うんですが、どうなんですかね。

総務部長 この条例の、小野委員のおっしゃいます第6条というのは町営住宅条例の第6条でございます。続いて町営住宅条例の第3条、章立てをしておりますけども、第3条について、その間、第4条、第5条がございまして第6条になっていきます。これは法制執務の関係上こうならざるを得ないということで、今回は資料でございますので、ゴシックにしてわかりやすくすればよかったかと思いますが、3月議会の時にはやはり一定の法制執務のルールがございまして、このような形になっていこうかと思っておりますので、あらかじめご理解をいただきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)町道認定について、理事者の説明を求めます。
川端建設課長。

建設課長 それでは、3月定例議会に上程を予定しています町道認定につきまして

て、ご配布しております資料3によりご説明申しあげます

今回の町道認定路線につきましては、開発道路帰属等による路線が2路線、道路として寄付をしていただいております路線が1路線の認定をお願いするものであります。お手元の資料につきましては、1枚目は路線の一覧表、2枚目からは管内図、それから3枚目、4枚目、5枚目につきましては各路線の位置を示しております。

それでは、整理番号順に各路線のご説明をさせていただきます。

まず、整理番号1番、町道192号線でございますが、2ページの管内図をご覧くださいませでしょうか。斑鳩町法隆寺西3丁目1435番2先を起点といたしまして、同所1435番3先を終点といたします延長32.5m、最大幅員9.1m、最小幅員6.0mで、都市計画法第29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に、整理番号2番、町道3014号線でございます。斑鳩町興留5丁目450番2を起点といたしまして、同所450番4先を終点といたします延長59m、最大幅員8m、最小幅員6mとなっています。この道路は都市計画法第29条による開発道路として計画されておりましたが、底地整理等ができなかったことから開発道路としての位置づけができず、変更されたと聞いております。しかし、その後の土地所有者との協議がされ整理ができたことから、開発道路に準じた道路として整備されております。その後、所有者等と協議され、整理ができたことから、開発道路に準じた形で整備されていることから寄付を受け、今回の町道認定路線として上程する次第でございます。

次に、整理番号3番、町道4057号線でございます。斑鳩町小吉田1丁目134番1先を起点といたしまして、同所134番16先を終点といたします延長56.1m、最大幅員14m、最小幅員6mで、都市計画法第29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

以上が、3月定例議会に上程を予定しております町道認定について、認定に附すべき路線3路線のご説明とさせていただきます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

ちょっとわからないので教えてほしいんですけども。路線2のところですね、もともと開発道路で予定していたのが、それに満たないということで準じたということですけども、その違いというのをちょっと教えていただけますか。

建設課長

開発道路では、開発申請をもとに整備をされまして、道路の基準にあったという形で整備されますが、今回の場合は開発道路としての位置づけはされないまま通路として開発許可を受けられましたが、その時点は底地が整備されてなかったんで、現状はできますねんけどできなかった、ただ、その道路の整備につきましては100%ではないけど開発基準にあった形での道路整備をされております。そして一般に供用されてましたんで、許可を受けていない道路ですねんけど、準じた、現状を確認したところでは、準じた道路として町としては受けさせていただきました。そういう内容です。

木澤委員

開発として許可されたかどうかということだけの違いで、特に幅員が足りないとか、そういうわけではないということですね。

建設課長

幅員等は、規格基準は、幅等は、満たしております。

委員長

小野委員。

小野委員

幅員そのものはね、現場で確認したらすぐできることなんですがね。開発を受けての道路、中の排水等についてもきちっと開発条件があった施工がされていると。具体的に言えば検査を受けなかったら、できない、通らない。それでまあ残念ながらこの場所は準じたということで、開発申請ができなかった状態があるんだと思うんですね。その点、今回認定しようと

する時にね、やはりその道路がすべて町のものになってしまう、舗装厚とか、それらについては開発の許可をもらってある道路と、それこそ準じたとかね、それらである道路なのか、排水管を含め舗装の厚み、強度、というのは、あまりにも簡単な、そういう道路をこちらへ認定してしまっ、ここ数年の間に破損してね、補修をしなければいけないというような状態が生じないような手当は十分やってもらいたいと思うんですが、その点については、開発道路でしたら、検査も受けているだろうし、という推測できるんですがね、その点はどうなんですかね、今回の場合は。確認されているんですかね。

建設課長 この道路を受ける際に関しましては、現場等に際して、開発の基準を手本といたしまして、一応、確認をさせております。表面上の道路側溝とか、それからL字ガッターとか、舗装、排水管の位置等、図面等が提示されますので、それに基づいてできているかどうかというのをある程度確認させてもらっておりますので、一般の町道としての条件には耐えるものだという確認しております。

小野委員 こういうことができるかどうかちょっと疑問なんですけどね。コア抜いてね、それらの確認、何箇所かね、やることは可能なんですか。それはしたらだめなんですか、またやってもらいたいなと思うんですが。その点は、そこまではしなくて、今の課長やったら、ある程度の表面を見てとかいう、設計図面を見てということで、確認しましたということですがね。普通の町道の舗装の時にもコアとかは抜いておられる思うんですがね。そこまで先方に依頼することは可能なんですかね。そういう形を取っていつてもらいたいと思いますが、どうなんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいまご指摘の2番目の路線でございますけども、平成10年に道路の形ができておまして、今日まで13年ですか、ほぼ一般の交通の用に

供しているという状況でございます、その中で、舗装等の傷みとかいうのは現場も確認させていただく中で、寄付をいただく前にですね、現場を確認させていただく中でございませんでしたので、一応そういう形で、健全に施工されているという判断をさせていただいたというところで寄付をいただいたところでございますので、ご理解を願えたらと思っております。

小野委員　今ちょうどこの整理番号2番の場所でね、木澤委員が幅員等のことで質問したので、その道路なんですがね。平成10年当時から、あそこは舗装してあった、駐車場あるから舗装してあったんやね。そのままの状態で土地の整理ができたから認定をしていこうということなのか、舗装をやり直しているのかな、それらもあると思うんですよ。だからちょっと綺麗になったなという感じがして、車で通るだけやから、横通るだけやから。だからその段階のことで、10数年はもつだろうという推測のもとで、今後もね、こういう形が出てくると思うんですがね、やはり、こういう以前私が議会の方に寄せてもらったときには、こういうところは認定してなかったんですよ。やはり経費のこともあるし、住民からね、舗装のことの要望がたくさん出てきて、いろいろな議論をさせてもらった、そういう整備ができであるところは認定していこうよということで、どんどんこういう路線が短い路線と言ったらおかしいけど、認定の基準としての、それを緩和させて、住民のためということでね、これやってもらってきていることなんですよ。以前でしたら、いろんな、ここの舗装するところについては、認定してないから無理だということでいろいろやってきた経緯もあるので、そこらのことも頭の中に置いておいてもらって、認定する段階では、排水はもちろんのことやし、今でしたら、下水のほうもね、きちっと町の公共下水の基準にあった施工をしてもらった分を、その下も一緒に今度公共下水のほうに移管になっていくんやと思いますからね。そこら総合的に判断しながら、その部分が認定道路だというふうにやっていってもらいたい、そのようにお願いを込めてちょっと質問させてもらいましたので、よろしくお願ひします。

委員長

以上、3月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。ここで10時45分まで休憩とします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長

再開します。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) はすでに報告を受けておりますので、(2) 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の説明を求めます。

藤川都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、当委員会所管に関することにつきまして、一括して説明させていただきます。

お手元の資料5のまず表面をご覧くださいと思います。歳入でございます。国の平成23年度の第4次補正予算によりまして、持続可能な力強い農業の実現のために新たな事業制度として農業体質強化基盤整備促進事業が制度化されたことを受けまして、高安農道の整備、三井地区の水路の整備、および服部地区の機械揚水整備のそれぞれの工事につきまして計上をいたしております。

これらの事業に伴うものといたしまして、第12款でございます、分担金及び負担金では、農業体質強化基盤整備促進事業費分担金で1,108万9千円の増額補正をお願いすることといたしております。

次に第14款 国庫支出金では、農業体質強化基盤整備促進事業にかかる補助金といたしまして2,170万円の増額補正を、また、JR法隆寺駅周辺整備事業のうち、町道312号線整備に係る用地買収につきまして、一部の用地買収が難航し、年度内での事業執行が見込めないことから、

道路橋りょう費補助金では5,225万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第21款 町債では 農林水産業債で農業体質強化基盤整備促進事業に伴います土地改良事業債1,080万円の増額補正を、また、土木債、J R法隆寺駅周辺整備事業債では4,270万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思っております。歳出でございます。

まず、第5款 農林水産業費、土地改良事業費では 農業体質強化基盤整備促進事業の実施に伴いまして、農道の整備といたしまして4,534万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第7款 土木費、都市計画費では、都市計画総務費で人事異動に伴う人件費所要額156万9千円の減額補正を、また、J R法隆寺駅周辺整備事業費では、J R法隆寺駅周辺整備事業のうち、町道312号線整備にかかる一部の用地買収が難航していることから、J R法隆寺駅周辺整備事業の推進として9,799万円の減額補正をお願いする予定であります。

続きまして、中段の表で繰越明許費でございますが、第5款 農林水産業費では、農業費、土地改良事業として先ほど説明をさせていただきました、農業体質強化基盤整備促進事業の農道等の整備につきましては、次年度に繰り越して執行をさせていただくことになります。

また、高安農道整備におきましては、用地の登記にかかる事項に関しまして関係機関との調整に期間を要し、年度内での執行が難しい状況となっておりますことから、これらを合わせまして、農業費、土地改良事業で5,938万9千円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に第7款 土木費では都市計画費で、J R法隆寺駅周辺整備事業のうち、駅南口2号線整備事業の計画見直し作業に伴います丈量作業を次年度に繰越して実施することといたしまして、登記業務等委託料60万円の繰り越しをお願いするものでございます。また、法隆寺線整備事業にありましては、残っております用地買収について年度内の執行が難しいことから登記等委託料150万円の繰り越しをお願いする予定でございます。

次に最下段の地方債補正の変更でございます。まず、記載の目的2. 土地改良事業では、農業体質強化基盤整備事業に伴い、新たに限度額1,080万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、3のJR法隆寺駅周辺整備事業では、事業費の減額補正に伴いまして、限度額を0という形で変更するものでございます。

以上が、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についての説明でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
小野委員。

小野委員 この説明を聞きながら、農道等の整備で4,500万円の増額ということで。今ごろ増額してもらっても、なかなか工事も施工できないやろうなと思ったりもしてたんですけれどもね。後のほうで、いろいろ説明を聞いて、その中で、登記等でちょっと、その繰越明許のほうでの、農林水産業費で、登記等ということが出ていたんですけれどもね、これらの事業をできるだけ早く進めてもらわんなら、登記自体、私は公嘱協会の社員です。その実務にあたらせてもらってますので、公嘱協会の配分を受けてやっているんですがね。やはり、なかなか難しくなっていることが、もちろん担当の方はご存知やと思いますし、いろいろ登記官との交渉もやっておりますのでね、今までみたいにここに出張所があった場合やったら、その打ち合わせも割りと楽にできた、なかなか向こうまで、質問状出してからしか・・・、年度内に間にあわすためには、もう四苦八苦のことをさせてもらっているんですがね。そこらのことを、いろいろこう配慮していただきたいなと思いますしね。やはり、慌ててしまって、一番肝心の、もちろん施工もそうですけども、登記という後々残るものにミスというか勘違いがあってははいけませんので。できるだけ、こういう事業は早い目に計画してもらいたい。いろいろ事情あるのはわかっていますけれどもね、できるだけ早く事業化していってもらいたいなと思います。例年、そういう農道等の整備はこういう年度末に集中するのかどうかということもちよ

っと言ってもらえますかね。

副町長

今年度、この国のほうの経済対策がございまして、今回、国の第4次補正がございました。例年でしたら12月で終わっておるんですけども、第4次補正がありましたので、それについて、平成24年度で計画していた分が、ここへ、この予算にやってきて、そうしたら、24年度のやはり早い時期に発注もできるであろうということで、予算付けをされましたので、そこで町のほうも国の交付金も付きますので、乗っかっていったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長

他にございせんか。

(な し)

委員長

次に、(3)平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、理事者の説明を求めます。清水上水道課長。

上水道課長

平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、お手元の資料6をご覧いただきたいと思えます。今回の補正につきましては、企業債償還金の額の確定による増額補正をお願いするものでございまして、1款 資本的支出、2項 企業債償還金、1目 企業債償還金で24万4千円を増額するものでございまして。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(4)斑鳩町歴史まちづくり推進協議会設置要綱について、理事者の報告を求めます。清水観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、各課報告事項（４）の斑鳩町歴史まちづくり推進協議会設置要綱についてご説明申し上げます。

資料7をご覧いただきたいと思います。初めに、今回制定する協議会の経緯でございますが、当町には、年間120万人もの観光客がみえておりますが、現状は法隆寺のみを拝観するといった約2時間程度の拠点通過型観光の形態でございます。こういったことから、斑鳩町の豊富な地域資源を生かした「まち」そのものを、観光の対象とした散策、回遊、着地型の、まちなか観光への誘導を行っていく、斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業計画の策定を今年度進めているところでございます。

なお、事業計画を策定する中で、広く多様な意見をいただくために、専門家、観光協会、行政関係者、商工会を通じた地元事業者を含めた斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業計画策定懇話会を昨年11月に設置しております。平成24年度におきましては、今年度で策定する事業計画を具現化するために、事業主体の決定や出店者の調整等を行う実施計画、そして地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法に基づき歴史的風致維持向上計画の策定を行うこととしております。このため、この歴史的風致維持向上計画を策定するうえで、今回、斑鳩町歴史まちづくり推進協議会設置要綱の制定を行うものでございます。

それでは、お手元の資料の末尾に添付しております要旨をご覧いただきたいと思います。

これは、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整を行う機関として斑鳩町歴史まちづくり推進協議会の設置に関して必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容でございますが、委員数は15名以内としております。次に、委員構成は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第2項に掲げる者に基づいて、（１）斑鳩町職員、（２）歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者、（３）町長が指定した歴史的風致維持向上支援法人、（４）都道府県、重要文化財等の所有者、学

識経験者その他の町長が必要と認める者と記載しております。そして委員の任期は2年としております。

施行期日は平成24年4月1日からの施行であります。

最初に戻っていただきたいと思えます。

まず、第1条は協議会の設置について定めたものでございます。地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条の規定に基づく、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整の機関として、同法第11条の規定に基づき、斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を設置するものとしております。

第2条は所掌事務について定めたものでございます。第1号におきましては、法第5条に規定する計画の作成及び変更に関する協議を行うこと。第2号におきましては、歴史的風致の維持向上に資する取組みに関すること。第3号におきましては、計画の実施に係る連絡調整を行うこと。第4号におきましては、前3号に掲げるもののほか、計画の策定等に関し、必要と認められる事項と記載しております。

次に、第3条では、組織について定めたものでございまして、第1項では、本協議会は、委員15名以内で、組織することといたしております。第2項では委員につきましては、法第11条第2項に掲げる者の内、この中から町長が委嘱又は任命することといたしております。

第4条では、任期につきまして定めたものでございます。

第5条では、会長及び副会長を定めたものでございます。第1項では、協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。第2項では、会長は協議会を代表し、会務を統括する。第3項では、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理するとしております。

第6条は、会議について定めたものでございます。第1項では、協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。第2項では、協議会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。第3項では、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。第4項では、議長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に出

席を求め、その意見を聞くことができるといたしております。

第7条では、庶務について定めたものでございまして、本協議会の庶務は、都市建設部観光産業課で処理することといたしております。

第8条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるといたしております。

最後に施行時期につきましては、平成24年4月1日から施行することといたしております。以上で、斑鳩町歴史まちづくり推進協議会設置要綱の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 質問ということでもないんですけども。こうして協議会設置していただいて、歴史的風致の維持ということで協議をしていただくのは非常によいことかなというふうに思います。ただ今後、この協議会を進めていくなかで、町のほうも考えておられるかなと思いますが、風致を維持するのに、やっぱり個人負担が大きいということで、これまでも自治会連合会との会合の中で、風致地区の皆さんの自己負担を軽減する施策なんかが検討できないのかという意見もございましたし。あともう1点、今、自然エネルギーをどう強化していくのかという点で、ソーラーパネルの設置の問題があるかなと思うんです。その点についても、できるだけ、自然エネルギーでの発電というのは、町としても推進していけるような形で、じゃあその風致の中でどうしていくのかということも併せてご検討いただきたいなというふうに思いますので、この機会ですので、そのことだけちょっと提案させていただきたいと思います。

都市建設部長 ただ今、委員さんがご要望ということでおっしゃっていただきました件ですけれども、今回の歴史まちづくり推進協議会と申しますのは、風致の維持等についての議論をするというものでは全くございませんで、観光を含めたまちづくりということで、先ほど課長が申しましたように、まちあ

るき拠点づくり協議会と、まちあるき拠点づくりを進めていくために、それらの具体的な内容につきまして、それを推進するために協議をしていただく会でございますので、この場ではなしに、先ほどおっしゃっていただきあました風致地区への助成、あるいは、ソーラーパネル等につきましては、町のほうでいろいろと研究もさせていただきます。

またソーラーパネルにつきましても、今現在、県あるいは風致をもっております櫃原であったり明日香村であったり、県下全体の風致をもっている所で、どういう形でソーラーパネル等の設置を進めていくのかといった協議も現在進めているところでございますので、報告を併せてさせていただきます。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっとおしえてほしいんですけどもね。委員の構成として、斑鳩町職員ということで、どの役職の何名ぐらい思っておられるのか。それとこの2番目の、ちょっと不勉強で申し訳ないねけれども、この意味がなかなかわからないので、どういうもの、何を行うものなのかなということだね。例えば、「整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者」というのはね、具体的に、もうちょっと噛み砕いてお示し願いたいなと思います。

観光産業課長 まず、委員、町職員ということで、今考えておりますのは、都市建設部長、そして都市整備課の職員と、あとは文化財関係の職員と約3名程度とっております。

そして、もう1点でございますが、歴史的風致維持向上計画云々のこれはどういうことなのかということでございますが、主には、実際地域における事業者や、郷土型プロジェクト組織、NPO法人、民間共同出資会社でございます。

小野委員 余計わからなくなっただけだな。職員で、都市建設部長と、観光産業課の

職員ということ、とそれともう1名ということで、結局、庶務を所掌するのが観光産業課の職員というように第7条で規定されていますのでね、それが委員としてなんのか、こういう具合に庶務を担当するのが観光産業課ということになれば、その課の職員というのは、そちらのほうへ回るのかなと思ってるんですが、その点のこの住み分けというのはどのようになっているんですか。

観光産業課長 この協議会の、観光産業課の職員というのは、あくまでも事務局という形で、事務の所掌をやっていくということでご理解いただきたいと思います。

小野委員 わからん、もうええわ。

都市建設部長 すみません、ちょっとダブるかもわからないですけども、今回のこの歴史まちづくり推進協議会と申しますのは、先ほど課長のほうから説明冒頭でございましたように、斑鳩町に着地型観光を定着させていこうということで、斑鳩のまちあるき観光拠点づくりというものを作って、それは、今、斑鳩町にはいろいろ商店等、事業者さんもあるわけですけども、法隆寺の地区のところですね、事業者さんにひとつ店舗を構えていただいて、それを中心に観光をして、定着をしていただけるようなまちづくりをしていこうというのが、このまちあるき観光拠点づくりというものでございまして、これを進めていくにあたりまして、まず地域の地区計画等で、地域の建築、あるいは店舗等の出店に関しましてもいろいろ規制等がございまして、地区計画を策定して、移設等が可能になるようなところも一定要件に入れた形で緩和をしていきたい、ということも併せてやっていく、こういうふうな計画を今つくろうとしておりまして、そのなかで、この協議会と申しますのは、歴史まちづくり法のほうで、法的に進めていくのであれば、そういうことを協議会を設置をできるという規定がございまして、それに従って設置していくわけですけども、そこでつくりました計画をもとに地区計画を策定して、実際に店舗等を構えていただいて、

で、まちあるきの拠点として、今後、一定、着地型観光を進めていっていただこうと、こういう取組みを進めるための協議会ということで、こういうことで、その中で、私も委員として参画をするわけですが、都市整備課のほうの職員につきましては、地区計画と、いわゆる都市計画の関係等も、あるいは、先ほどから出ております風致といったところの観点からの意見も当然必要やというようなこともございまして、都市整備課の職員と私が委員に参画をしていると、で、あくまで観光産業課は事務局ということで、そういう位置づけで、今回の協議会の設置をしていくと、こういうことでご理解を願いたいと思います。

委員長 次に、（５）平成２４年度新規事業等について、理事者の説明を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 それでは、平成２４年度新規事業等につきまして、私のほうから一括してご説明をさせていただきたいと思います。

この説明につきましては、平成２４年度当初予算（原案）の概要をもとに説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず６０ページにおきまして、景観計画の推進でございます。これにつきましては、昨年度は審議会報酬が主なものでございましたけども、今年度は、昨年度に策定いたしました景観計画を、新たに冊子として印刷をさせていただくための予算といたしまして、７３万５千円を計上いたしております。

次に、そのページの一番下でございますが、龍田地区町並み保全・活用計画の策定についてでございます。本町では、東里・西里・龍田などに残ります歴史的なまちなみが魅力のひとつになっております。第４次総合計画の重点施策のひとつであります環境・景観まちづくりにおきまして、その歴史的な町並みを保全し、活用することを目的に事業を展開するということとしております。平成２４年度には、その保全・活用計画を策定に向けた基礎調査のため、国の緊急雇用創出事業にかかります交付金を財源といたしまして実施することとし、委託料３０２万３千円を計上しております。

す。

次に、P 6 2 の 3 段目の法隆寺線歩道照明の設置でございますけれども、小吉田地区のいかるがパークウェイ交差点から中央公民館南側までの間におきましては、現在、歩道の照明がないということから、今後の通行の安全性確保ということを目的といたしまして、連続的な照明施設の整備を行うことといたしまして、工事請負費 2, 2 5 0 万円を計上いたしております。

町道 2 0 4 号線ポケットパークの整備でございます。町道 2 0 4 号線と国道 2 5 号が交差をいたします中宮寺交差点の北東角の部分でありますけれども、当該部分につきましては歩道がなく、日常の生活道路としての利用について安全性の向上が求められているところでございます。当該部分では昨年まで営業されておりました自動車修理工場が閉店されましたことから、土地の所有者の方との協議も進めておりまして、このたび当該土地を提供いただけることとなりました。歩道の設置とともにポケットパークを整備することとしまして、公有財産購入費で 3, 8 0 0 万円、補償・補填及び賠償金で 1, 0 0 0 万円、委託料で 2 0 0 万円を計上させていただいております。

次に一番下の道路の新設改良でございますけれども、町道 4 3 7 号線、これは大和川堤防線でございますが、来年度から 2 5 年度までの 2 ヶ年の継続事業として取り組む予定をしておいております。事業費といたしましては平成 2 4 年度で 3, 0 0 0 万円、2 5 年度で 2, 0 0 0 万円の合計 5, 0 0 0 万円の予定でございます。その他の生活道路の整備も合わせまして、9, 6 5 5 万 3 千円を計上いたしております。

6 4 ページをご覧いただきたいと思っております。既存木造住宅耐震改修の支援でございますけれども、2 4 年度では昨年度の 2 倍にあたります 6 件の募集をする予定で 負担金、補助及び交付金として 3 0 0 万円を計上いたしております。

続きまして、その下の公営住宅長寿命化計画の策定では、今後の町営住宅の管理方式として、国としても厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフコスト

の縮減にもつなげていくことが重要であるという考えで、今後は長寿命化計画に基づく予防保全的管理に重点を置くということをされておられます。長寿命化計画は社会保険事業交付金の交付要件ともなっておりますことから、平成24年度において、計画策定のための委託料400万円を計上いたしております。

次に、一番下のJR法隆寺駅周辺整備の推進では、駅北口の町道312号線におきまして、用地買収に時間を要していることから、平成23年度において予定しておりました道路西側の用地買収などの執行が難しいと考えられるところから、24年度では残っております道路東側の用地買収を確実に執行することとして、そのための経費といたしまして、公有財産購入費610万2千円、それから補償・補填及び賠償金として420万2千円、使用料及び賃借料として74万6千円を計上いたしております。

次に、65ページの最上段でございます。水路の改修でございますけれども、近年問題になっておりますゲリラ豪雨などへの対策を講じるため、平成23年度も雨水対策事業に取り組んでまいりましたが、24年度では、全体的な雨水対策を計画するために町内水路の現況調査を行いました。今後の検討の基礎資料として国の補助を受けて調査業務を計画をいたしております。その委託料といたしまして3,645万円、工事請負費540万円とあわせて4,185万円を計上いたしております。

次に、66ページでございます4番目の地域農政の推進でございますけれども、24年度からは、持続的で力強い農業構造を実現するために、新規就農を促進し、農地集積による農業基盤の強化のために、国において制度が新設をされましたことによりまして、当町といたしましても、各制度を運用するために必要な予算といたしまして、負担金、補助及び交付金で722万円など、733万8千円を計上いたしております。

次に、69ページをご覧くださいと思います。観光ルートサイン等の整備についてでございますが、これまで、種々の観光等のルートサインなどが各地に設置をされておりますけれども、各種サインの案内方向が不整合と思われるものなど、複雑に配置されることから、それらの整理を行いまして、観光客の皆様への的確に目的地に案内をするために、平成24年

度では、その調査のための委託料47万5千円を計上いたしております。

次に70ページをお願いいたします。まちなか観光の推進でございます。23年度から法隆寺・三町地区を中心に取り組んでおりますまちあるき観光拠点づくり事業につきまして、平成25年度の事業実施に向けて、24年度では、歴史的風致維持向上計画あるいは、まちあるき観光拠点づくり事業計画を策定することといたしまして、その委託料480万円など534万3千円を計上いたしております。

次に、71ページでございますが、斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催でございますが、平成19年度の実施以来、5年後の町制65周年の年に実施することとなっております。秋祭り実行委員会でも24年度に実施すると決定されているところであります。実施に伴います負担金、補助及び交付金といたしまして500万円を計上いたしております。

最後になりますが、72ページをお願いいたします。修正道路台帳等システムの構築でございますが、これまで紙ベースで管理をいたしております道路台帳、実延長調書、道路台帳平面図などがございます。これらをデータ化をすることによりまして、今後道路管理業務をより適正化・効率化をするというためのシステム構築に必要な現況測量調査を実施することといたしております。測量調査の委託料4,465万3千円を計上いたしているところでございます。

以上が、都市建設部所管に関します平成24年度の新規事業等の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 そういたしましたら、上下水道部が所管いたします平成24年度の新規事業についてご説明させていただきます。

平成24年度当初予算（原案）の概要73ページからでございます。

まず上水道課におけます新規事業でございます。平成24年度当初予算（原案）の概要73ページをご覧くださいませでしょうか。4段目にお示しさせていただいておりますが、北部配水池の改修についてでございます。

す。平成23年度に管路設計・用地調査・タンク周辺地盤調査等を終えまして、平成24年度から平成25年度の2ヵ年継続事業といたしまして、配水池の改修を進めてまいりたいと考えております。

平成24年度予算といたしましては、2ヵ年の継続事業といたしまして、配水池施設整備事業の総額といたしまして2億3,500万円を計上いたしており、24年度分といたしまして、工事請負費で、配水池関係継続費といたしまして1億円、また関連いたします配水管改良費といたしまして2,470万円、委託費で30万円の、合計1億2,500万円を計上いたしております。

そして次に下水道課でございます。74ページをお願いいたします。

3段目の公共下水道の整備でございます。工事請負費で6億8,000万円を計上しております。平成24年度には主な幹線の整備といたしまして、新たに目安汚水幹線に着手し、平成24年度・平成25年度の継続事業として進めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、先ほど継続審査の報告におきまして新年度整備計画でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと考えております。

以上、上下水道部が所管いたします平成24年度新規事業の概要でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 65ページの水路の改修なんですけども、部長先ほどの説明の中で24年度では調査をするというふうにおっしゃいましたけど、これ、住民の皆さんからも、集中豪雨対策どないなっているんやと、しょっちゅう聞かれるんです。そして今計画つくっているところですよと言っているんですけども、完成の目処というのはいつごろ見てはるのかなというふうに思うんですけども。

建設課長 斑鳩町の総合浸水対策計画ということで、今現在、調整してますけども、

一応具体案について最終調整にこれから入っていくという形で考えております。この計画は基本的な考え方を示すという形になりますので、今回浸水対策で測量等を行うのは具体的に水路、町内の市街化区域内の水路等を調査しまして、今回、気象関係がかなり変化していますので、その流れ等も調査して断面等の測量等も行いまして、より具体的な図面をつくっていききたい、それに基づいての、今度はハード整備についても検討できる材料にしていきたいというふうに考えております。総合計画については、来年の初めには計画を策定しようというなかでやっております。

木澤委員　はい、わかりました。そしたら来年度中を一応目処ということで理解をしておきます。それとですね、73ページの北部配水池の改修についてはまた今後詳細な資料もついた説明なんかもしていただけると理解していいんですかね。

上水道課長　おっしゃるとおりにさせていただきます。

委員長　中川委員。

中川委員　今月の8日・9日、町長も参加していただきました農業委員会の研修、香川県の綾川町かな、特に公社設立されて、町とJAが資本金出資され、その綾川町の町長が代表取締役をつとめておられました。町をあげて農業に取り組んでいるというような形を取っておられました。24年度の新規事業で地域農政の推進ということで、733万8千円、予算組んでいただいているんですが、その研修受けて、町長もこれは町をあげて農業に寄与するやないけど、遊休農地の解消とか町をあげて取り組んでいくというのが、この新規事業なんですかね。これ町長の見解というのか、思い聞かせていただけたら。

観光産業課長　まず、この700何万というやつは、今年度の国の新規事業の予算でございます。その中でちょっと説明させていただきますと、ひとつは新規就

農総合支援事業といって、新規で始められる方に対して年間250万以下の所得の方に対して、5年間150万円を補助すると。もうひとつは、農地集積協力金ということで、いろいろな面積によりますねんけども、農地を貸したら補助を与えるというということで、90万組んでいると。もうひとつが農業経営体育成支援事業ということで、機械購入とか、そんな付を受けたら、いろんなポイント制でございますが、この分の今年度の新規の分の予算でございます。この700万は。

中川委員 15日の農業委員会の総会で、課長にもそういう説明いただきました。国が、結構ハードルが高いというのか、この補助受けるのは難しそうな、新規事業、国のほうの事業やと思いますねんけどね。その研修受けてもらった、町長も一緒に受けてもらった町長の考え、町としての、もしか町長一言よかったら。

委員長 小城町長。

町長 今、中川委員のご指摘のように、農業委員会がこの8日・9日綾川町というところで農業研修をさせていただいて、向こうの町長さんもお出席させていただいて、なかなか農業に対する理解というのか、町長さんは。ただ、今、奈良県もJAが県単農協になりました。綾川町も県単農協になる前の支所、支所の時の補助を貰われて、600万かな、の補助を貰われて、私のほうかて、実際にそういうことをしていくのは、西和農協の時分でしたらある程度それだけの配分はあったんです。ある程度この地域地域によって斑鳩町はこういう催ししますよと、農政部会、農家組合長に対しても、あるいはそういうこともいろいろあったんですけれども、もう県単になりますと、結局パイが大きくなって、もうその地域が、郡山、生駒、地区の農協がですね、やっぱりその辺の補助が貰えないということで、大変なことでございます。

ただ、綾川町の関係は2町が合併をしているということもございまして、片一方のほうの町は小さな町ですから、人工的に小さいということをして

見ますと、だいたい規模的にも私どもの斑鳩町とだいたい町税が28億近くありましたし、そういうことを見ますと、非常に農業もひとつの町そのものが、農業を中心とした、そういう林業もありますけども、農業を中心とする、そういった中で斑鳩町が果たして都市近郊の中でそういうことが行われるのか。ただ、今、農業委員の皆様には遊休農地等を調べていただいて、そして可能な部分だけは、今そばとか、あるいは黒米とか、あるいはじゃがいも、あるいはまた菜の花ということでやっていただいています。これも農業委員会の皆様方の農政部会という中でやっていただいていますから、そういう点についてはわれわれとしてはありがたい話で、そういうところに結局、これからどう町民の方々が農業に対する理解を得ていただければ、われわれとしてもそういう助成というのか、補助をしていくことが可能であると思いますし、そういう素地をこれからつくっていくのがわれわれだと思います。ただ、一番問題は次代を担う若者がですね、農業に対する魅力を感じていただく、そういうものになっていかなかったら、一応、4Hクラブとかいろんなことをおっしゃってますけども、若い方々、斑鳩町の場合でも、三井とか地域的にはぶどうをつくったり、あるいはそういう方々も出てきてますけども、その方々をどうこれからやっていくか、農業委員も若い方が出てますし、そういうご意見を十分聞く中で、こないだの視察等を十分に参考にさせていただいて、農業委員の中川議員さん、あるいは、中西議員さんのご意見も十分に聞かせていただいてね、われわれとしては、この24年・25年の中でどう取り組んでいくかということも、また勉強させていただきたいと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 そしたら、私もちょっとこの前の概要説明と、今、藤川部長の聞かせてもらいました。先日は、総務部長からもずっと説明を受けまして、チェックしたら同じ原稿で同じように言っておられるなど、そのように思っておりますが。まず62ページの、道路新設改良ということで、437号線のね、その後ずっと継続してやっておられるということなんですが。この4

37号線の中でね、踏切のところがね、どのような構想になっているのかね、やはりあこだけがちょっと今となっては異常なように見えるしね。危険極まりない。なんかいろんな用地の話とか、いろいろなことがあるということは漏れ聞いてますねんけどもね。JRにとってもね、あそこで事故起こされるより、やはり拡げていくほうがいいだろうし、拡げるにつけて、何かいろいろ難色を示しているような感じも聞いてますのでね。その点の今の交渉過程、もうあそこ拡がってだいぶなりますし、その後も事故が起きてたんじゃないかなと思いますけどね、その点はどうなんですか。

委員長 川端建設課長。

建設課長 JRの踏切が狭隘になって、周囲が広がっているという状況ですので、基本の考え方は、町としては踏切を拡げる形で、JRとは協議はしておりますねけど、JR側としては拡げることについては現在、難色を示している、他の方法等、またそれから踏切をひとつ減らすような話も以前は出たそうですけど、そういうことを示されているので、ただ、町としては他の方法というのは、上を通るか、下を通るということになるだろうけど、そういうことは考えずに、今現在、拡幅についての協議を、今後進めていこうと考えております。

小野委員 あのね、そんなもんね、他の方法でJRがね、そうして跨線橋やれとかね、むちゃな話ですよ。そんなもの強力にね、やっぱりあその橋上化についてはね、はっきり言ってね、ものすごい負担をかけているんですよ。そんな舐めたようなこと言うんやったらね、ほんまJRって民間ですよ、何を昔からも同じこと言ってるんやけどね、強力にね、政治力を出してでもね、させるべきですよ。恥ずかしいんですよ。ああいうとこ斑鳩町にあるということは、道が広がっているんですよ。町道が広がっているんですよ。それにもなおさら、それで、ああいう状態になるということはね、ここの斑鳩町の政治力もないのかと思われるんですよ。しっかりと、それは強力にやってもらわな困ると思います。それはお願いというか、強力に、

早期に拡がるということですね。そのまま拡げたら、それでよろしいんですよ。何もね、跨線橋したりね、踏切をなくしたいんやとか、それは昔のね、国有鉄道の時のお上の考え方なんです。そこらを、やはりJR、私は民間やのにといいことを言って、政治力という話もしているけど、それはそれで道はあるはずなんです。しっかりと強力で、しつこく改善できるように、ぜひともお願いします。

それと、これも同じところなんです、それ以外に円滑な車、歩行者の移動ができるよう、町内幹線道路ネットワーク化を図るということで、確かに必要やしね、ネットワーク化も必要です。以前には5ヵ年計画とかね、そういうものが町道の整備、5ヵ年計画というのがいつも策定されておったんですがね、なかなか策定したとおりにいかないし、何年か前にそれはなくなっているということなんです。今、この残りの費用でぜひともやっていただきたいというのが2ヶ所あるんです。地元のことです、はっきり言って、そうっておきます。この庁舎から少し上にいったところ、あの道路とまでの間がちょっとそれも狭隘になっています。他が広がってますから、庁舎と民地があってその次の農地のところ、ものすごい危険なんです、車どおしが、その北側はカーブしているし、それから後でつけてある計画道路っていうんですかね、昔の法務局行く道と、そちらから出てくる道。あれが法線がぐいちになっている、ものすごい危険なんです。ぜひともその農地の方をお願いに行って、あの部分だけなんとか協力してもらえるように、ぜひとも早くやってもらいたいと思います。場所的にはわかると思うんですが。部長、わからへんような顔しているけど、これから北側に行ったところ、そこをぜひともしてもらいたい。

それから結局斑鳩ブランチがね、急遽、法線を決めていかれたと思うんですが、それから西の方に行くときに、工務店の前、あのあたりはやはりがたを踏むっていうんですかね、言葉的にはどうか知らんけど、私らはよく言う、がたを踏む、だから車どおしのぼっとセンター寄って来る、何回もヒヤッとすることあるし、トラブルも起きていると思いますので、こちらの改善をぜひともやってもらいたい。

それと法西町で、これは町道じゃないんですが、私が平成3年に議会に

来た時に、もう第1番目の一般質問で取り上げさせていただきました。まったくその時の議事録を読むのは私はもう2度としないつもりなのですが、まったく幼稚な一般質問だったと思うんですが、当時、選挙で初当選させていただいた、ここへ授与式に出席しようとしている時に、自宅へその当時の法西町の自治会長と2人がお見えになって、「あんた通ったんやから」ということで、「ぜひとも舗装を完了してくれ」と。平成3年からそういうことで度々話をしていました。何回かはよくなってきたこともありましたが、ある時点から私はもうあきらめるといふかね、無理やということで、もう言わなくなったんですがね。あそこの舗装、町道認定云々にも絡んできますけど、そこらの進捗は完全に止まっていると思うんですね。個人名は私は言いませんが、それ分かりますね、場所。そこの交渉は、今どようになっているのかちょっと。

委員長

小城町長。

町長

小野委員さんいろいろと難しい点を指摘をされています。まず踏切を拡げる、拡げない。お上の関係とかいろいろとおっしゃってますけど、政治力を使っても私はなかなかうまく解決しないと思います。当然、JRはJRとして方向を持っていますから、私どものJR橋上駅でも21億を出さなければいけないということ、そしてまたJR東海は仮に奈良駅をリニア・の関係でもただですと、また、京都は金を出してでもやるという、いろんなことがございますから、そこらのことも十分考えていかなかったら。努力はいたします。当然拡張してほしいということは、しかし相手が、JR側がどういう気持ちであるとか、そういうことも十分に踏まえて、これからもいきたいと思います。

それと今、道路改良の関係等について、法務局とあの法西町の関係等、角の道路、あの土地を迂回するのは、持っておられる方はなかなか協力をしていただけないという現状でございます。いろんな複雑な事情があるようございますので、努力はいたしますけれども、そういう点について、今現在の状況で交通ってというのは確かにいびつなことは事実ですけど

も。やっぱり事故が起こらない、事故を起こさない、やっぱりそういうことをやっていくことが一番大事だと。今、子どもさんの登下校の関係も見張り番の方々が立っていただいて、教育委員会としても喜んでいると思っております。

それと併せて法西町の関係等については、その反対をずっとしておられた方が亡くなられましたから、亡くなった中ですね、その息子さんとか、いろいろ協議をさせていただいたら、自分も祭りとかいろんな関係で、実行委員長もされているし、自分としても、なんらか協力をしようということで、われわれ再三お願いをしてですね、ようやくできて今、舗装の発注をかけたところでございまして、もうまもなく舗装をされると思います。そういうとこまでいけたということは、私はやっぱり、その先方に対する、お父さんの考えと、息子さんご夫妻の考えと、そういうことで違っていたんだと、そういう点で協力していただいたということは、非常に職員もその方に十分に祭りのことも話をして、やっぱりそういう水たまりができる、あるいはそういうことについては、自分としても大変ご迷惑をかけていることはわかっているけども、親がなかなか協力はできないということで、我々はじっと堪えてきたというような感じなんです。一応協力をいただいて、発注までかけられたということは、町としても、皆様方の努力ですね、できたと、時間はかかりましたものの、これはもう以前、同級生とか、いろんな方々も入っていただいたけれども、なかなかでき得なかったということで、私は喜んでいます。

小野委員 その発注をかけていただいたという形で、結局あそこの部分については町道認定できていないと、そのように理解しているんですが、その点についてもね、その舗装を発注できた段階での検討もしていってほしいなと思います。今、町長おっしゃるとおりで、私も途中で諦めたというんですか、ちょっと断念したのは、その時の地権者の方からも同じようなこと、「私の我を通させてくれ」ということで、迷惑をかけているということも言われたから、それ以上言わなかったんですが。亡くなられてからも何年か経ちますんでね、全然そのまま進んでないような状態で、私は見ていま

したし、その舗装していく段階でのね、認定道路に一気にもっていっとくべきだと思うんです。そのようにしてもらえたら将来的にも舗装だけでクリアというのでなくて、やはり生活道路ということにもなりますし。こちらのほうの土地の方については、また私も個人的にも存じ上げてますのでね、いろいろ話を持っていってみたいなどそのように思います。できるときには、必ずぜひ一緒にやってもらいたいと思います。

踏切については、町長も、私が「政治的に」という言葉を使っていますので、町長もちょっと感情を害されたかなと思いますけども、さきほど課長がね、対案みたいに跨線橋とかそんな話をね、JRからそんな話がしているというようなことをね、ことはもう論外、それはもうあまりにも斑鳩町を舐めているのかなという言葉になってくるからね。そしたら頑張って町長いってほしいということもありますし、やはりしつこく交渉していただきたい、広げるという形でね。そらもう、あそこへ跨線橋なんてね、そんなことは考え方自体がおかしいと思います。だから、そうじゃなくて、しつこく交渉していただきたいと思います。

あまり時間がないので、次に65ページ、先ほど木澤委員も質問していたんですが、私も質問しようと思っていたんでね。先ほど課長の説明で粗方の意味はわかりました。管理図を整備して、水量計算等で改修しなければいけないところを掘り起こして行くということだと思うんですが、その中でね、地域えらい指定して悪いんですがね、第一地所の水路っていうのがね、やはり権利的にはっきり明確にはできてないんですよ。あそこはもともとから公有水面はなかったもので、今、走っている水路は、全部、田越しで流れている、そこへ造成してしまっただけで、個人の所有やね、所有権からいえばね。だから、今後それを測量しても、水路としてもね、改修していくのにどうするんだという、そういう問題もありますしね。まず、それも改善しておかなければいけないかなということもありますので、ぜひともきちっとやってもらいたいと。

それとこの74ページにある都市下水路の管理という形とのね、あそこは都市下水路ではないんですかね、そことのリンクさせた考え方、それらはどのように思っておられるのかね。というのはそういう住宅地の水路、最

終的には都市下水路のほうに入って行って河川へ流れていくっていうか、そういう形をとらなくてはいけないんですね、だから今回これは新規事業じゃないのかな、74ページの一番上、これらとのリンクさせていくという話はどうなんですかね、当然考えておられるんですか、どうですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご指摘いただいております水路の改修につきましては、全町的に、都市下水路あるいは用水路も含めた全体の水路の調査をしていこうというふうに考えています。どちらにしても管理につきましては、今現在の水路の維持管理というところで、ご理解を願いたいと思います。

小野委員 もう1点ですが、72ページの道路台帳のシステム構築ということで、まず基本的なことを教えてください。この道路台帳は、なぜ必要なんですか。どういうものに使っていくんですか、道路台帳というのは。今までにやはり億単位の金を使っていると思うんですよ、この道路台帳を作るためにね、ペーパーですね。これらは何のために必要であってね、何に使ってこられたんかなと、今となったらちょっとわからないんですよ、その点はどうなんですか。

建設課長 現在の道路台帳、紙ベースで、図面とそれから実延長の調書等、整備されております。で、改修また新しくするときには、それを整備しておりますけれど、実延長とかそういう関係については、交付金とかそういう関係にも使ってます。また図面等につきましては、いろいろな調査、それから住民さんからの問い合わせ等が、幅員とか、そういうことがありますので、それに対応して、そういう性格等とか明示関係等についての利用という形で今現在使っている状況です。

小野委員 そうですね、交付金の算定基準になるということで、以前から聞かせてもらってましたし、その実延長調書というか、そういうのがやっぱりある

んやろなと思います。ということは、幅員かける延長でね、その面積に応じて交付金が算定されていくんだということも以前に説明をうけていたんですが。その時の算定のときのね、今、課長は明示にある程度活用もできてきているということなんですがね、その幅員を決めるのはね、図上で決めてあって、その権利者にはなんら強制力というか、あれはないんですね、幅員決めてあるのは。だから、きちっとここまで町道ですよという、その図面をもって、例えば明示申請があって、した場合に、最初に計算している幅員と違う場合も今までは生じてきたと思うんですよ。だからあんまり何も活用してなかったのかな、そういう町道明示にはね。今回、4,400なんぼかで、再度、実測、現地測量を実施して、現在の紙ベースであるその台帳、それとの整合性をはかってデータ化していく。データ化しても、何に活用するんだという見通しがわからないんですよ。ただデータ化して取りやすくなる、今だったら何号線のどのあたりですと、ぱーっとめくっていかなあかんだけのことで、これですと、それが参考になるだけです。データ化したらパソコン弾いたら出てくるというだけです。またそれを印字せなあかんと、同じことです。データ化してシステム構築を行うというね、そのようなことをやっていくとしてもね、あんまり意味ないのかなと、それより、それと、もしやっていくんだったらね、これも、下水のほうに75ページに、下水道台帳の整備（特別会計）、下水道のほうでは、きちっとしたそういう台帳をデータ化した、それを持っておられると思うんです。そこをきちっとリンクさせんならね、意味がない。下水が今入れてきておられるところも、きちっとそれをデータでお持ちだと、私は思うんですがね。同じようなことをまた現地測量をして、そのデータを借りてね、こと足りるんじゃないかなと、私は思うんですが、また補助金がつくからやるんやとかいうようなことも、補助金あるんやったら他のものに使ってもいいしね、もうちょっと有効にね、効果的にね、そういうデータを共有してもらいたいなど、そのように思うんですが、それらについてはどのようなお考えなんですか。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設
部長

この道路台帳システムにつきましては、ご指摘のようにデータ化をして何をしていくのかというところなんですけれども、今、委員おっしゃってましたように、下水のほうでは下水管路網につきまして、データとして管理をされている。建設課といたしましても、道路を管理して、下水道あるいはガス管いろんな埋設物、あるいは占用物件等がございます。そういったものが、それぞれ今現在、紙ベースで管理をされておまして、今後、目指しておりますのは、それをひとつのデータベース上で一体的に管理をしていきたいということで、今回こういう取り組みをさせていただきました。そして、ご指摘のとおりこれか緊急雇用対策の補助をいただきながら、100%補助で実施するわけなんですけれども、まずこれを基本ベースといたしまして、先ほどおっしゃっておりました下水道のデータ等も十分活用しながらですね、一体的に運用できるようなものを将来的にはつくっていききたいというふうには考えております。

小野委員

そしてね、補助金がくるからということで、この道路台帳の意味がね、最初に戻りますけどもね、結局、交付税の算定基準そのものなんです。他へ活用してなかったんですね。してないというか、できないんですよ、あの道路台帳の取り方やったら。一筆ごと、道路はここまでですよという強制力もなにもないしね、形を書いている。これ今まで何億も使ってますよ、最初のときからね。それはまあ交付税の算定基準にこれが必要ということですね。先ほどの町道認定についても増やしていこうということも、そういうスケベ根性もあったんですよ、私ら今みたいな、開発のね、ミニ開発の道路も、地元の人施工・舗装、修理したってほしいという思いと、で交付税も増えるやんかと、だけど管理費も増えるやんかというこんな議論をしながら今の形をとってきているんやけどね。その中で、道路台帳が今これだけの費用をかけてね、いくんだったら、もうちょっと使い方を考えてもらいたいなということもね、くれぐれもお願いしておきます。もう時間もないことやから。データ化することに対してはなんら異議ないんやけども、データ化してあるだけで、取り出す時にあれすればいいだけやという

ような、そういう考え方で放り込んでしまうというのは、なんか活用してもらいたいと思うんでね、その思いだけがこれを読んだときにあったので、よろしく願いしておきます。副町長言うてください。

委員長 池田副町長。

副町長 道路台帳のシステム化につきましては、もう相当以前から十数年前から町の懸案事項となっております。これはもう質問者も知っておられると思うんです。ただ、やはり非常に経費がかかるということで、ずっと保留にしておりました。ただ、今回、国のほうで緊急雇用対策が、の補助金がつくようになりましたんで、これを使ってこのシステムの構築をやっていこうということになりました、そしてただいま質問者がおっしゃいました、当然、町単費はないというものの、大きな費用が発生しますし、今後その維持費も発生しますんで、その有効活用につきましては十分留意しながら、住民の方に喜んでいただけるような道路台帳をつくっていきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、意見があればお受けいたします。 木田委員。

木田委員 今週に入ってからですね、富雄川の浚渫が行われておりますけども、今

日か明日ぐらいには終わると思いますねんけども、それよりもですね、安堵井堰について、安堵の水利組合というんですか、それと話がついたというふうに聞いたんですけども、その点については町のほうとしてどういう情報を得られておるのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 西安堵井堰の関係等については、郡山土木と話し合いをしながらですね、一応、話はテーブルに乗って、だいたいほぼ出来上がったことから、若干長老の方々の意見をまとめるのに時間がかかるだろうということで、この2月の下旬ぐらいまでに、また長老と話をされて最終的な合意になるのか、あるいは、もう一度またその関係等について整理するのか、その辺がまだ残っているということで、西安堵井堰等については、懸案の関係等についてはだいたい話はできてますけども、ただ最終的なまだ調整はできていないということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、私、委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。
小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(午前11時59分 閉会)